

滑走路移設とニュータウン事業 「一石二鳥」夢の土地 宅地化断念で国購入

米軍岩国基地の滑走路沖合移設事業は1996年度、ニュータウン事業と連動して始まった。

当時、多くの市民が岩国基地の滑走路から飛び立つ軍用機の騒音や危険に悩まされていた。滑走路の沖合移設は、68年に米軍のF4ファントムが九州大学(福岡市)構内に墜落したのをきっかけに、同型機が所属していた岩国で機運が盛り

上がり、国に整備を要請していた。理め立てに使う土砂をどこから持ってくるか。それが愛宕山だった。土砂を削りだし、跡地に住宅地を整備すれば「一石二鳥」という計算だった。岩国市は海沿いの広大な平地が米軍基地で土地が不足しているという事情もあった。

県住宅供給公社は当時、跡地に約1500戸の家

愛宕山米軍住宅問題 現状は



米空母艦載機部隊の移駐に伴う米軍家族住宅や運動施設の建設が岩国市愛宕山地区で動き出した。予定地は、県住宅供給公社が開発を進めたニュータウン事業の跡地だ。対象が市民から米軍に代わり、一部の住民に反発がある一方、併設される運動施設への期待も寄せられる。愛宕山を巡る経緯と現状をまとめた。

手前の空き地が米軍の家族住宅エリア。中央右は運動施設エリア。後方に米軍岩国基地がある=17日午後、岩国市、本社ヘリから、池田良撮影

「すり替え」に憤り

元地権者、反対運動展開

「市民の『理想の街』が米軍の街にすり替わってしまった」。ニュータウン事業の元地権者、広兼隆充さん(66)はいまも、憤りを隠さない。

愛宕山のもとに暮らす広兼さん方に、県住宅供給公社の担当者が訪れたのは1997年12月。事業計画のパンフレットを見せ、「愛宕山に未来のモデルとなる住宅地を造るので、土地を売却してもらえませんか」と言われた。

「小学校や公園、交流施設も事業に組み込まれ『夢のような話だ』と思った」と広兼さん。先祖代々の土地を売ることには抵抗があったが、「少しでも役に立つなら協力したい」と決意。事業地にかかった約4千平方メートルの山林を売却した。

しかしその後、ニュータウン事業は赤字を理由に中止。事業地は国に売却され、米軍の住宅地になるこ

を建て、小学校や公園も造り、約5600人が暮らす「21世紀型多機能都市」を整備する計画だった。地権者は約1700人で「岩国市の発展になれば」と大切な土地を手放した人も多い。

「埋め立て」「事業認可取り消し」 訴訟2件が係争中

岩国基地の滑走路沖合移設事業とニュータウン事業を巡っては、2件の訴訟が係争中だ。

沖合移設に伴う県の埋め立て承認の取り消しを求めた訴訟は2008年2月に住民らが山口地裁に起こした。

事業者の国は、埋め立ての目的を「騒音の軽減を図るため」として公有水面の埋め立てを申請、県は承認した。だが、原告は「米空母艦載機の移駐が決まった結果、騒音軽減という埋め立ての目的を失い、事業は違法だ」と主張している。

山口地裁は「訴えの利益がない」として原告の訴えを却下。「埋め立て承認の効力は海洋法にも、目的は法的に原状回復義務を負わない」として、埋め立ての目的を「騒音の軽減を図るため」として公有水面の埋め立てを申請、県は承認した。だが、原告は「米空母艦載機の移駐が決まった結果、騒音軽減という埋め立ての目的を失い、事業は違法だ」と主張している。

もう一つは、ニュータウン事業の事業認可を取り消した処分が違法として、処分を取り消しを求めた。09年7月に元地権者らが広島地裁に提訴した。県や岩国市が赤字を理由に事業を中止したことに対し、原告は「都市計画法や新住宅市街地開発法には計画廃止を認める規定はない」として、事業認可の取り消しは違法と主張。ニュー

「一石二鳥」の夢が実現し、岩国市は2007年に「大幅な赤字が見込まれる」として宅地化を断念し、国に買い取りを要請。12年、国は米空母艦載機部隊で移駐してくる軍人や家族用の住宅を建設するため、跡地の

ところが事業主体の県と岩国市は2007年に「大幅な赤字が見込まれる」として宅地化を断念し、国に買い取りを要請。12年、国は米空母艦載機部隊で移駐してくる軍人や家族用の住宅を建設するため、跡地の

■愛宕山の土地開発を巡る動き

- 1998年3月 愛宕山の開発事業が着工
- 2006年5月 米軍再編で最終合意。厚木基地から空母艦載機部隊59機が岩国に移駐へ
- 06年11月 愛宕山開発の赤字が240億～548億円の見通しに
- 07年1月 県が愛宕山の宅地造成中止の方針を固める
- 8月 県と岩国市が愛宕山の土地の買取りの意思を示す
- 09年1月 国が愛宕山開発について事業認可を取り消し
- 2月 国が愛宕山の土地を約169億円で買い取ることを県と岩国市に示す
- 11年10月 県住宅供給公社が愛宕山の土地を国に売却
- 12年3月 防衛省が用地の敷地造成工事に着手
- 14年5月 運動施設エリアのイメージ図を公表
- 5月



土地を手放した広兼隆充さん。後ろは米軍家族住宅が建設される用地。岩国市

とが明らかになった。広兼さんは「岩国の発展のため」と言われて協力したのに、県や市に裏切られた。米軍のためなら売らなかつた」と振り返る。

愛宕山は緑が茂り、手入れの行き届いた里山だった。子どもの頃、鬼ごっこや陣取り合戦をして遊んだ。春にはフラジリエやマンイの山菜を探り、秋にはマツタケも顔を出した。風呂を沸かすためのたきぎ拾いも日課だった。慣れ親しんだ里山の頂きは削られ、高台に広大な平地が広がる。

「水害の心配もなく、平地で見晴らしもいい。まさに岩国の一等地。私たちの『理想の街』は百八十度変わってしまった。土地を売って金をもらったという負い目はあったが、意を決して反対運動に加わっ

た。今も時折、愛宕山に足を運ぶ。急斜面を縫うように続く里道は人の行き来が少なくなつたせいか、草木が伸びて分かりづらくなつた。「いずれ誰かができて入れなくなる。住民をだましたのに、県や市は責任を感じていない。それが許せないんです」。

現地では住宅や運動施設の建設に向けた敷地造成工事が着々と進む。「反対の声は絶対にやめない。声を出さなければ認めないことにはならない。子や孫に『負の遺産』を残すわけにはいかない」。そんな信念がいつも心にある。

今年4月、事業を進める中国四国防衛局に対し、施設の内容や安全対策をたたず公開質問状を提出した。着工の延期を申し入れた。しかし、防衛局は5月、敷地造成工事に着手し、整備が進められている。

「ニュータウン事業の継続を求めている。広島地裁は『原告適格が認められない』として原告の訴えを却下。原告が主張した土地の優先購入権などは、法律上の利益を有するものという『原告適格』にはあたらず、訴訟を起こす資格がない」として、訴えを全面的に退けた。

原告は控訴し、第2回口頭弁論が10月17日に開かれる予定。

スポーツ施設エリアを併設 日米共用の運動場に 岩国市民期待の声も

防衛省の計画では、愛宕山には米軍家族住宅に加え、運動施設も併設される。いずれの施設も日本政府が整備し、米側に提供する。西側の「家族住宅エリア」(平地28万)には住宅約270戸を整備。東側の「運動施設エリア」(平地16万)には野球場や交流施設などを造る計画だ。

防衛局によると、米軍の施設だが利用は日米共用で、身分証明書を示さなくても各施設を利用できる」と説明。イメージ図を見た福田良彦市長は「市の要望を踏まえ、確実に事業が進んでいることが確認できた。日米の絆が堅固になる場になる」と胸を張った。

市体育協会も完成を待ち望んでいる。伊達明彦会長(69)は「スポーツ施設の乏しい岩国市にとって、大変ありがたい」と歓迎する。市民球場はあるが高校野球の公式試合ができる仕様ではなく、陸上競技場すらない。中高生は県大会出場の際、大半の競技で市外に出かけるという。

伊達会長は「早朝に出発しなくてはならず、ハンデがある。地元で施設ができれば練習にも使え、競技レベルの向上につながる。完成後、防衛省は各施設の運営を委託する考えで、体育協会も名乗りを上げている」。

伊達会長は「米軍施設というより、普通のスポーツ施設として使っていきたい」と話した。

今年4月、事業を進める中国四国防衛局に対し、施設の内容や安全対策をたたず公開質問状を提出した。着工の延期を申し入れた。しかし、防衛局は5月、敷地造成工事に着手し、整備が進められている。